

つくばみらい市訓令第 9 号

つくばみらい市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7年 9月 1日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市不当要求行為等対策要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市不当要求行為等対策要綱（平成18年つくばみらい市訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者」を「つくばみらい市庁議等規程（平成18年つくばみらい市訓令第1号）第6条第1項に規定する部長会議の構成員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。